

# 特別養護老人ホーム楽々楽館サービス利用料金表

(ユニット型介護福祉サービス費 (I))

平成30年4月1日～

		要介護1				要介護2				要介護3				要介護4				要介護5			
介護サービス費		6,360				7,030				7,760				8,430				9,100			
加算①	看護体制加算Ⅰイ	120																			
	看護体制加算Ⅱイ	230																			
	夜勤職員配置加算	210																			
	栄養マネジメント加算	140																			
	日常生活継続支援加算	460																			
	※1 その他の加算	下記項目①～⑮に該当する方のみ加算となります																			
加算②	※2 介護職員処遇改善加算 (8.3%)	624				679				740				795				851			
サービス費合計		8,144				8,869				9,660				10,385				11,111			
介護保険からの給付 (9割)		7,330				7,982				8,694				9,347				10,000			
サービス費自己負担額 (1割) (A)		814				887				966				1,039				1,111			
利用者負担段階		1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階
居住費 (B)		820	820	1,310	1,970	820	820	1,310	1,970	820	820	1,310	1,970	820	820	1,310	1,970	820	820	1,310	1,970
食事負担額 (C)		300	390	650	1,380	300	390	650	1,380	300	390	650	1,380	300	390	650	1,380	300	390	650	1,380
利用者負担額合計 (D) = A+B+C		1,934	2,024	2,774	4,164	2,007	2,097	2,847	4,237	2,086	2,176	2,926	4,316	2,159	2,249	2,999	4,389	2,231	2,321	3,071	4,461
一ヶ月あたりの利用料金 (E) = D*30日		58,032	60,732	83,232	124,932	60,207	62,907	85,407	127,107	62,940	65,640	88,140	129,840	65,070	67,770	90,270	131,970	67,230	69,930	92,430	134,130

※1 その他の加算 (該当する方のみ加算となります)

①入院・外泊時費用	246単位/日 (負担段階1～3は月に6日間を限度)	⑥経口維持加算Ⅱ	100単位/月	⑪退所前訪問相談援助加算	460単位/回
②初期加算	30単位/日 (30日間)	⑦療養食加算	6単位/回	⑫退所後訪問相談援助加算	460単位/回
③経口移行加算	28単位/日 (180日間を限度)	⑧若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	⑬退所時相談援助加算	400単位/回
④経口維持加算Ⅰ	400単位/月	⑨看取り介護体制加算		⑭退所前連携加算	500単位/回
⑤個別機能訓練体制加算	12単位/日	⑩在宅・入所相互利用加算	40単位/日	⑮褥瘡マネジメント加算	10単位/月

※2 介護職員処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の8.3%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の8.3%の金額となり、加算されます。

利用者負担段階とは 介護保険利用者の収入の状況に応じて、利用者負担段階は第1段階～第4段階までに区分されます。それぞれの利用者負担段階の対象者は次のようになります。

<p>第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税世帯非課税者で老齢福祉年金を受けている人</li> <li>・生活保護を受給している人</li> </ul>	<p>第2段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人</li> </ul>
<p>第3段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人</li> <li>・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人</li> </ul>	<p>第4段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人</li> <li>・住民税を課税されている人</li> </ul>